

消費生活 相談室

です



あと9年も払うの？ 高齢の父に高額保険料、解約させたい 【道立消費生活センターより】

80歳代の父が3年前に300万円、1年前に450万円を払って2件の終身保険を契約していた。父は契約内容をよく理解していないため、保険会社に問い合わせたところ、1件目は毎月6万円を1年、2件目は毎月8万円を9年後まで払わなければならないと分かった。父は今後も支払いがあるならやめたいと言っている。

(50歳代 男性)

<ポイント>

生命保険の契約は、保険業法で規制されています。保険会社には消費者の知識や財産、経験等に配慮することを前提として意向を把握することや契約書類や、確認書類の交付が義務付けられています。また、保証内容や保険料などの重要事項について分かりやすく説明する義務があり、生命保険協会の高齢者向けガイドラインでも、保険加入時に親族の同席などの取り組みを例示しています。

<注意事項>

- 内容がよくわからないまま契約してしまうことはトラブルの原因になります。ご自身や家族にとって本当に必要なものか、高齢者は保険加入時には一人で判断せず親族などに同席してもらいましょう。
- 保険は契約期間や保険料の払込期間が長く、契約内容によっては保険料が高額になる場合もあります。
- 契約しようとしている保険のリスクや契約期間、保険金等の受取時期、受取方法などを確認しましょう。
- 契約後には変更することができない場合もありますので、契約するときは補償内容や保険料などの重要事項の説明をよく聞きましょう。
- 困ったときは南空知消費生活相談室にご連絡ください。

【問い合わせ】

南空知消費生活相談室 ☎ 72-3581

南空知消費生活相談室

毎週 13:00 勤労者
月・木曜日 ~16:00 福祉センター
毎月 13:00
第2・4水曜日 ~15:00 ☎ 72-3581

マチを好き

オレンジカフェ を開設



認知症になっても安心して住み続けられる町を目指し、オレンジカフェを開催しています。どなたでも参加可能ですので、気軽にお越しください。

8月のテーマは「認知症介護の体験談～認知症になっても自宅で生活を続ける～」です。

今回は実際に認知症の方を介護していたご家族に、介護をしていた時に地域の方がいてうれしかったことや助かったことなどを話していただきます。今だから話せる体験談を聞いて、介護者の喜怒哀楽を共有できればと思います。認知症の方やそのご家族が安心して住み慣れた地域で暮らしていけるように、サポートの輪を広げていきましょう。ご参加をお待ちしています。

【日時】8月21日(水) 13:30～15:00

【場所・問い合わせ】

ガーデンハウスくりやま (朝日4)

☎ 72-2600

ま ち

子どもがキラキラ育つまち



という名の家族

【問い合わせ】

町福祉課
福祉・子育てグループ
☎ 73-2222

子どもの人権110番 フリーダイヤル (全国共通・通話料無料)

0120-007-110

「子どもの人権110番」
の強化週間のお知らせ

法務局では、子どもの人権についての専用相談電話「子ども人権110番」を設置しています。いじめや虐待など子どもの人権に関する悩みをご相談ください。

◆受付時間

平日
午前8時半～午後5時15分
(年末年始を除く)

【強化週間中】

8月29日(木)～9月4日(水)
※土日に対応します。

◆受付時間

平日
午前8時半～午後7時
土日
午前10時～午後5時

人KEN あゆみちゃん



人KEN まもる君

気を付けよう！熱中症



暑さが本番の季節になりました。安全に楽しく過ごせるようにしましょう。
・外に出る時は、必ず帽子をかぶりましょう。
・外に出る時間帯、長さを考慮しましょう。
・高温の室内や車の中で熱中症が急増、絶対に子どもを一人にしないようにしましょう。

おしゃべりボックス

「外国」
息子「母さん、僕って外国に行ったことある？」
母「ないよ」

息子「ふん、行ったことある友達いっぱいいるさ」
とうらやましそう

母「へえ、そうなんだ」
息子「うん、東京とか」

母「東京は、日本です」
息子「そうか。でもちぎれてるでしょ！」

地図はわかってるよう



◆ご家族の楽しいエピソードをお知らせください。

【連絡先】

町子育て支援センター
☎ 72-1280
FAX 72-1320

児童扶養手当および特別児童扶養手当を受給されている方へ

引き続き受給の対象になるか審査するため、年に一度現況届が必要です。町が送付する書類を提出してください。期限までに提出がない場合、8月分以降の手当が受けられません。

◆受付期間

○児童扶養手当現況届
8月1日(木)～30日(金)

○特別児童扶養手当所得状況届
8月13日(火)～9月11日(水)

◆提出先

町福祉課
福祉・子育てグループ
☎ 73-2222

児童扶養手当・特別児童扶養手当とは？

○児童扶養手当

離婚などでひとり親になり、18歳未満の児童を養育している父や母(養育者)に支給
○特別児童扶養手当
障がいをもっている児童を養育している保護者に支給
(支給要件・所得制限あり)

児童扶養手当の支払月と適用期間が変更となります！

11月から支払月が年6回(奇数月)に、支給額の適用期間が11月～翌年10月になります。